

令和3年2月10日

役員会決定

役員等候補者の育成に関する基本方針

本基本方針を定め、以下の経験を積ませることにより、本学の経営を担う役員等の候補者を育成するものとする。

1. 学長は、分野を指定してその分野の校務をつかさどらせ、学長の意思決定を補佐させるにふさわしい者を副学長に指名し、本学の経営戦略の企画・立案及び実施の中心的役割を担わせる。
2. 学長は、各理事が掌理する業務について、理事を補佐させるにふさわしい者を副理事に指名し、本学の経営戦略の企画・立案及び実施の中心的役割を担わせる。
3. 学長は、教育研究上の組織について、各組織が所掌する業務を適切かつ効果的に運営することができる者を組織の長に指名し、本学の経営戦略に沿った組織運営を担わせる。
4. 学長は、上記1から3の者について、それぞれの職務に応じ、本学の経営戦略の企画・立案及び実施の機会への参画、役員会、教育研究評議会などの重要な全学会議への参加、学長との意見交換を行う機会を設けるなどにより、法人の運営に参加させる。
5. 学長は、上記1から3の者について、多様な啓発の機会に積極的に参加させる。